

## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 33 号	平成28年度盛岡市一般会計補正予算(第7号) .....	1
議案第 34 号	平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算(第1号) .....	14
議案第 35 号	平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算(第1号) .....	17
議案第 36 号	平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算(第 2号) .....	20
議案第 37 号	平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号) .....	23
議案第 38 号	平成28年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算(第2号) .....	28
議案第 39 号	平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号) .....	33
議案第 40 号	平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算(第2号) .....	36
議案第 41 号	平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算(第1号) .....	39
議案第 42 号	平成28年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計補正予算(第1号) .....	42
議案第 43 号	平成28年度盛岡市水道事業会計補正予算(第2号) .....	別冊
議案第 44 号	平成28年度盛岡市下水道事業会計補正予算(第1号) .....	別冊
議案第 45 号	平成28年度盛岡市病院事業会計補正予算(第2号) .....	別冊
議案第 46 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について .....	45
議案第 47 号	盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を 改正する条例について .....	47
議案第 48 号	市道の路線の認定について .....	49

議案第 33 号

平成28年度盛岡市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度盛岡市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 679,104千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,584,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		41,821,593	800,000	42,621,593
	1 市民税	20,321,725	700,000	21,021,725
	2 固定資産税	16,668,311	100,000	16,768,311
4 配当割交付金		294,018	△154,174	139,844
	1 配当割交付金	294,018	△154,174	139,844
6 地方消費税交付金		6,127,463	△876,428	5,251,035
	1 地方消費税交付金	6,127,463	△876,428	5,251,035
11 地方交付税		14,679,233	11,739	14,690,972
	1 地方交付税	14,679,233	11,739	14,690,972
13 分担金及び負担金		1,837,679	△452,984	1,384,695
	1 負担金	1,837,679	△452,984	1,384,695
14 使用料及び手数料		1,841,087	6,697	1,847,784
	1 使用料	1,319,420	112	1,319,532
	2 手数料	463,530	7,239	470,769
	3 証紙収入	58,137	△654	57,483
15 国庫支出金		20,134,481	231,026	20,365,507
	1 国庫負担金	14,552,561	377,685	14,930,246
	2 国庫補助金	5,516,671	△145,757	5,370,914
	3 委託金	65,249	△902	64,347

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県支出金		7,545,320	△4,819	7,540,501
	1 県負担金	4,242,102	292,928	4,535,030
	2 県補助金	2,809,905	△303,497	2,506,408
	3 委託金	493,313	5,750	499,063
17 財産収入		337,444	404,950	742,394
	1 財産運用収入	152,160	20,095	172,255
	2 財産売払収入	185,284	384,855	570,139
18 寄附金		71,726	55,383	127,109
	1 寄附金	71,726	55,383	127,109
19 繰入金		3,277,813	△904,749	2,373,064
	1 特別会計繰入金	11,362	3,479	14,841
	2 基金繰入金	3,266,451	△908,228	2,358,223
21 諸収入		1,568,004	146,369	1,714,373
	1 延滞金、加算金及び過料	131,244	36,068	167,312
	2 市預金利子	4,047	△544	3,503
	3 貸付金元利収入	423,378	△1,026	422,352
	4 受託事業収入	5,849	2,953	8,802
	5 雑入	1,003,486	108,918	1,112,404

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市債		千円 11,650,379	千円 57,886	千円 11,708,265
	1 市債	11,650,379	57,886	11,708,265
歳 入 合 計		114,263,402	△679,104	113,584,298

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 666,035	千円 △1,071	千円 664,964
	1 議会費	666,035	△1,071	664,964
2 総務費		14,986,754	398,758	15,385,512
	1 総務管理費	12,923,725	464,497	13,388,222
	2 徴税费	1,214,968	△35,171	1,179,797
	3 戸籍住民基本台帳費	611,016	△28,504	582,512
	4 選挙費	113,569	915	114,484
	5 統計調査費	43,744	△1,334	42,410
	6 監査委員費	79,732	△1,645	78,087
3 民生費		44,607,390	△27,289	44,580,101
	1 社会福祉費	18,934,577	△253,594	18,680,983
	2 児童福祉費	17,319,912	307,925	17,627,837
	3 生活保護費	8,352,901	△81,620	8,271,281
4 衛生費		8,081,310	△267,600	7,813,710
	1 保健衛生費	1,443,409	△82,069	1,361,340
	2 清掃費	3,686,108	△25,598	3,660,510
	3 保健所費	2,951,793	△159,933	2,791,860
5 労働費		275,650	△33,760	241,890
	1 労働諸費	275,650	△33,760	241,890

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 2,872,015	千円 12,218	千円 2,884,233
	1 農業費	2,517,452	49,328	2,566,780
	2 林業費	354,563	△37,110	317,453
7 商工費		1,247,129	△9,686	1,237,443
	1 商工費	1,247,129	△9,686	1,237,443
8 土木費		15,829,285	△121,568	15,707,717
	1 土木管理費	228,958	△11,629	217,329
	2 道路橋りよう費	4,292,640	90,531	4,383,171
	3 河川費	630,233	△38,885	591,348
	4 都市計画費	9,145,843	△86,696	9,059,147
	5 住宅費	1,531,611	△74,889	1,456,722
9 消防費		3,998,187	△99,735	3,898,452
	1 消防費	3,998,187	△99,735	3,898,452
10 教育費		8,952,253	△322,582	8,629,671
	1 教育総務費	818,457	△2,470	815,987
	2 小学校費	2,447,701	△93,238	2,354,463
	3 中学校費	2,355,597	△89,415	2,266,182
	4 高等学校費	686,990	△18,904	668,086
	5 幼稚園費	376,075	△17,884	358,191

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	2,082,236	△97,946	1,984,290
	7 保健体育費	185,197	△2,725	182,472
12 公債費		12,697,393	△206,789	12,490,604
	1 公債費	12,697,393	△206,789	12,490,604
歳	出	合	計	
		114,263,402	△679,104	113,584,298



第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国土調査事業(補助)	15,000
		盛岡南公園野球場整備事業	22,032
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバー制度導入事務	22,376
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	377,580
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	18,009
		老人福祉センター施設整備事業	173,946
	2 児童福祉費	児童館整備事業	11,157
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	21,000
	2 清掃費	旧清掃工場跡地整備事業	13,824
6 農林費	1 農業費	畜産振興事業	53,254
		総合交流ターミナル整備事業	105,680
7 商工費	1 商工費	桜の里整備事業	33,757
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	3,316
		市道舗装二次改築事業	28,588
		本町通一丁目新庄町2号線道路整備事業	11,748
		渋民駅北地区道路整備事業	4,000
		側溝整備事業	20,730
		尻志田線道路整備事業	4,000
		二子沢線道路整備事業	8,430
		岩手公園開運橋線道路整備事業	914
		都南中央第二地区生活環境整備事業	12,250
		都南中央第三地区生活環境整備事業	45,511
		道明地区生活環境整備事業	174,780
		下飯岡地区生活環境整備事業	2,662
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	18,376

款	項	事業名	金額
		津志田白沢線道路整備事業	21,832
		谷地頭線道路整備事業	12,000
		東中野門線道路整備事業	16,000
		下田生出線道路整備事業	99,018
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	16,000
		渋民東線道路整備事業	7,500
		三本柳線道路整備事業	40,467
		永井街道線道路整備事業	4,230
		虫壁線道路整備事業	16,781
		割船線道路整備事業	9,931
		橋りよう維持補修事業	85,963
		盛岡駅前通線道路整備事業	18,820
		高櫓線道路整備事業	74,492
		岩山2号線道路整備事業	119
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	53,254
		渋民好摩線道路整備事業	18,593
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	94
		南大橋明治橋線道路整備事業	51,897
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	51,489
		西部線道路整備事業	11,100
		好摩芋田向線道路整備事業	5,539
		柴沢下田線道路整備事業	14,000
		南大通一丁目5号線道路整備事業	14,126
		交通安全施設整備事業	5,497
		新庄1号線道路整備事業	596
		みたけ4号線道路整備事業	21,980
		川崎芋田向線道路整備事業	2,000

款	項	事業名	金額
	3 河川費	都市基盤河川改良事業	260,224
		河川等維持管理事業	9,893
		急傾斜地崩壊対策事業	9,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	22,802
		都南中央第三地区土地区画整理事業	82,234
		太田地区土地区画整理事業	27,233
		梨木町上米内線街路事業	265,351
		盛岡駅南大通線街路事業	1,300
		明治橋大沢川原線街路事業	61,139
		盛岡駅青山線街路事業	12,231
		上厨川厨川五丁目線街路事業	13,564
		街路樹等維持管理事業	46,041
		都市公園整備事業	167,388
		盛岡南地区都市開発整備事業	2,652
盛岡駅西口バス乗場整備事業	6,895		
5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	21,750	
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	14,615

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業	902,708	905,802
6 農林費	1 農業費	産地パワーアップ事業	125,000	203,850
8 土木費	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業(交付金)	48,000	55,021
		太田地区土地区画整理事業(交付金)	205,475	276,491
10 教育費	3 中学校費	仙北中学校施設整備事業	275,036	382,991

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉センター冷房設置工事に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	31,000
リサイクルセンター埋立処分場堰堤築造等工事に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	53,900
仁王小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	10,633
大新小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	12,908
緑が丘小学校屋内運動場長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	11,295
巻堀中学校施設整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	54,093
城西中学校屋内運動場改築事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	28,150
城西中学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	3,460
厨川中学校屋内運動場長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	14,635
中学校施設防災対策事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	12,700
藪川地区公民館移転整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	61,300

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	4,316,079	4,718,765	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成28年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
浜民運動公園 整備事業債	264,200	239,200			
浜民運動公園総合体育館 耐震補強事業債	88,200	93,700			
(仮称)みたけ老人福祉 センター建設事業債	143,500	142,300			
津志田児童センター 整備事業債	6,100	6,300			
農村整備事業債	42,900	26,600			
林道整備事業債	20,500	17,900			
公有林整備事業債	34,700	17,700			
総合交流ターミナル 整備事業債		48,100			
地方道路等整備事業債	2,358,700	2,286,300			
道路整備事業債	235,500	249,700			
高齢者・障害者にやさし いみちづくり事業債	11,800	12,900			
河川整備事業債	279,400	248,700			
公園整備事業債	429,700	422,700			
公営住宅建設事業債	606,500	557,100			
消防施設整備事業債	73,400	68,400			
土淵小・中一貫教育 導入施設整備事業債	159,700	129,300			
プール改修事業債	240,000	237,500			
向中野小学校 施設整備事業債	161,900	111,000			
巻堀中学校 施設整備事業債	571,600	506,700			
城西中学校屋内運動場 改築事業債	84,600	81,100			
学校施設防災対策事業債	38,400	37,500			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
少年自然の家 施設整備事業債	23,400	17,300			
(仮称)見前南地区 公民館整備事業債	251,200	224,700			
藪川地区公民館 移転整備事業債	13,600	12,000			
計	11,650,379	11,708,265			

議案第 34 号

平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 5,902	千円 603	千円 6,505
	1 使用料	5,901	601	6,502
	2 手数料	1	2	3
2 繰入金		2,146	△908	1,238
	1 一般会計繰入金	2,146	△908	1,238
3 繰越金		1	315	316
	1 繰越金	1	315	316
4 諸収入		443	25	468
	2 雑入	442	25	467
歳 入 合 計		8,492	35	8,527



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公設浄化槽管理費		千円 6,346	千円 160	千円 6,506
	1 公設浄化槽管理費	6,346	160	6,506
2 公債費		2,146	△125	2,021
	1 公債費	2,146	△125	2,021
歳 出 合 計		8,492	35	8,527

議案第 35 号

平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 523,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 72,896	千円 1,387	千円 74,283
	1 使用料	72,796	1,350	74,146
	2 手数料	100	37	137
2 繰入金		444,871	△4,443	440,428
	1 一般会計繰入金	444,871	△4,443	440,428
3 繰越金		1	8,553	8,554
	1 繰越金	1	8,553	8,554
4 諸収入		1	612	613
	1 延滞金	1	612	613
歳入合計		517,769	6,109	523,878

# 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		千円 18	千円 △16	千円 2
	1 農業集落排水整備費	18	△16	2
2 農業集落排水施設管理費		90,504	6,124	96,628
	1 農業集落排水施設管理費	90,504	6,124	96,628
3 公債費		427,247	1	427,248
	1 公債費	427,247	1	427,248
歳 出 合 計		517,769	6,109	523,878

議案第 36 号

平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）

平成28年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 9,796	千円 761	千円 10,557
	1 一般会計繰入金	9,796	761	10,557
3 諸収入		55,579	△822	54,757
	1 貸付金元利収入	52,188	△92	52,096
	2 雑入	3,391	△730	2,661
歳入合計		65,376	△61	65,315

# 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付費		千円 65,376	千円 △61	千円 65,315
	2 貸付事務費	13,375	△61	13,314
歳 出 合 計		65,376	△61	65,315

議案第 37 号

平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）

平成28年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 780,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,303,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,491,975	千円 31,725	千円 5,523,700
	1 国民健康保険税	5,491,975	31,725	5,523,700
2 使用料及び手数料		4,202	412	4,614
	1 手数料	4,200	410	4,610
	2 証紙収入	2	2	4
3 国庫支出金		6,796,137	55,139	6,851,276
	1 国庫負担金	4,892,114	△78,690	4,813,424
	2 国庫補助金	1,904,023	133,829	2,037,852
4 療養給付費交付金		673,512	△60,848	612,664
	1 療養給付費交付金	673,512	△60,848	612,664
5 前期高齢者交付金		7,337,203	2,076	7,339,279
	1 前期高齢者交付金	7,337,203	2,076	7,339,279
6 県支出金		1,299,328	8,238	1,307,566
	1 県負担金	194,494	14,248	208,742
	2 県補助金	1,104,834	△6,010	1,098,824
7 共同事業交付金		7,625,428	△633,727	6,991,701
	1 共同事業交付金	7,625,428	△633,727	6,991,701
8 財産収入		203	△24	179
	1 財産運用収入	203	△24	179

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 2,314,959	千円 △224,777	千円 2,090,182
	1 一般会計繰入金	2,114,959	△174,777	1,940,182
	2 基金繰入金	200,000	△50,000	150,000
11 諸収入		106,912	40,902	147,814
	1 延滞金, 加算金及び過料	92,590	45,410	138,000
	2 雑入	14,322	△4,508	9,814
歳 入 合 計		32,084,481	△780,884	31,303,597

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 415,437	千円 △7,574	千円 407,863
	1 総務管理費	232,170	2,750	234,920
	2 徴税费	182,692	△10,182	172,510
	3 運営協議会費	575	△142	433
2 保険給付費		19,298,586	△343,332	18,955,254
	1 療養諸費	17,030,136	△427,387	16,602,749
	2 高額療養費	2,156,300	95,080	2,251,380
	4 出産育児諸費	98,748	△9,244	89,504
	5 葬祭諸費	11,400	△450	10,950
	6 医療費助成費	2,000	△1,331	669
3 後期高齢者支援金		3,223,010	244	3,223,254
	1 後期高齢者支援金	3,223,010	244	3,223,254
4 前期高齢者納付金		2,309	20	2,329
	1 前期高齢者納付金	2,309	20	2,329
5 老人保健拠出金		103	△1	102
	1 老人保健拠出金	103	△1	102
6 介護納付金		1,251,223	△2,475	1,248,748
	1 介護納付金	1,251,223	△2,475	1,248,748
7 共同事業拠出金		7,170,101	△415,880	6,754,221

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 共同事業拠出金	7,170,101	△415,880	6,754,221
8 保健事業費		251,209	△14,939	236,270
	1 保健事業費	251,209	△14,939	236,270
10 諸支出金		346,854	3,053	349,907
	1 償還金及び還付加算金	346,854	3,053	349,907
歳	出	合	計	
		32,084,481	△780,884	31,303,597

議案第 38 号

平成28年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第2号）

平成28年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,317千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,380,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		5,440,956	40,764	5,481,720
	1 介護保険料	5,440,956	40,764	5,481,720
2 使用料及び手数料		671	40	711
	1 手数料	670	40	710
3 国庫支出金		5,651,169	△45,536	5,605,633
	1 国庫負担金	4,250,715	△43,535	4,207,180
	2 国庫補助金	1,400,454	△2,001	1,398,453
4 支払基金交付金		6,515,349	△37,684	6,477,665
	1 支払基金交付金	6,515,349	△37,684	6,477,665
5 県支出金		3,366,232	△10,153	3,356,079
	1 県負担金	3,284,856	△8,047	3,276,809
	2 県補助金	81,376	△2,106	79,270
6 財産収入		229	119	348
	1 財産運用収入	229	119	348
7 繰入金		3,432,596	4,871	3,437,467
	1 一般会計繰入金	3,432,596	4,871	3,437,467
8 繰越金		1,737	12,435	14,172
	1 繰越金	1,737	12,435	14,172
9 諸収入		905	5,827	6,732

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 延滞金, 加算金及び過料	100	150	250
	2 雑入	805	5,677	6,482
歳入合計		24,409,844	△29,317	24,380,527

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 407,900	千円 7,485	千円 415,385
	1 総務管理費	215,363	3,916	219,279
	2 徴収費	35,598	471	36,069
	3 介護認定審査会費	155,424	3,098	158,522
2 保険給付費		23,186,370	15,397	23,201,767
	1 介護サービス等諸費	20,839,809	△105,943	20,733,866
	2 介護予防サービス等諸費	963,965	3,844	967,809
	3 その他諸費	30,135	1,663	31,798
	4 高額介護サービス等費	451,770	113,218	564,988
	5 高額医療合算介護サービス等費	52,512	2,350	54,862
	6 特定入所者介護サービス等費	848,179	265	848,444
3 地域支援事業費		428,191	△15,565	412,626
	1 介護予防事業費	83,108	△11,957	71,151
	2 包括的支援事業・任意事業費	345,083	△3,608	341,475
4 基金積立金		380,627	△38,683	341,944
	1 基金積立金	380,627	△38,683	341,944
5 諸支出金		5,756	2,049	7,805



款	項	補正前の額	補正額	計	
	1 償還金及び還付加算金	千円 5,756	千円 2,049	千円 7,805	
歳	出	合計	24,409,844	△29,317	24,380,527

議案第 39 号

平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,899,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,365,975	千円 △8,660	千円 2,357,315
	1 後期高齢者医療保険料	2,365,975	△8,660	2,357,315
2 使用料及び手数料		539	△1	538
	1 手数料	539	△1	538
3 繰入金		519,943	6,772	526,715
	1 一般会計繰入金	519,943	6,772	526,715
4 繰越金		1	8,218	8,219
	1 繰越金	1	8,218	8,219
5 諸収入		6,706	189	6,895
	1 延滞金, 加算金及び過料	504	191	695
	3 雑入	2	△2	0
歳 入 合 計		2,893,164	6,518	2,899,682

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 35,555	千円 428	千円 35,983
	1 総務管理費	3,098	△280	2,818
	2 徴収費	32,457	708	33,165
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,850,409	6,090	2,856,499
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,850,409	6,090	2,856,499
歳 出	合 計	2,893,164	6,518	2,899,682

議案第 40 号

平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成28年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,985千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,591,753千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 644,050	千円 2,591	千円 646,641
	1 使用料	644,049	2,587	646,636
	2 手数料	1	4	5
2 繰入金		723,767	△7,856	715,911
	1 一般会計繰入金	723,767	△7,856	715,911
3 繰越金		1	1,347	1,348
	1 繰越金	1	1,347	1,348
4 諸収入		246,920	△19,067	227,853
	1 雑入	246,920	△19,067	227,853
歳入合計		1,614,738	△22,985	1,591,753

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 568,444	千円 △22,986	千円 545,458
	1 市場管理費	568,444	△22,986	545,458
2 公債費		1,045,794	1	1,045,795
	1 公債費	1,045,794	1	1,045,795
歳 出 合 計		1,614,738	△22,985	1,591,753

議案第 41 号

平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 13,309	千円 1,962	千円 15,271
	1 財産運用収入	13,309	1,962	15,271
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		13,310	1,961	15,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 13,310	千円 1,961	千円 15,271
	1 管理事務費	13,310	1,961	15,271
歳	出	合	計	
		13,310	1,961	15,271

議案第 42 号

平成28年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 269千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 8	千円 964	千円 972
	2 財産売払収入	1	964	965
2 繰入金		695	△695	0
	1 一般会計繰入金	695	△695	0
歳入合計		704	269	973

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産費		千円 704	千円 269	千円 973
	1 財産管理費	704	269	973
歳	出	合	計	
		704	269	973

議案第 46 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 179条に次の 1 項を加える。

- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識  
及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。

第 180条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項  
を加える。

- 6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充て  
てはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第 180条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な  
経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 184条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 184条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる  
事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受  
領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 180条第 3 項に

規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第 185条中「第94条まで」を「第90条まで、第92条から第94条まで」に、「第 185条において準用する第91条」を「第 184条の 2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第 185条において準用する第94条」と」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171号）の改正に伴い、指定就労継続支援A型の事業に係る賃金及び工賃の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 47 号

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 3 月 9 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第71条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第78条に次の 1 項を加える。

- 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。



第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。  
第84条中「、第36条」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の改正に伴い、就労継続支援A型の事業に係る賃金及び工賃の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 48 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

平成29年 3月 9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 771	緑が丘二丁目36号線	緑が丘二丁目22番 3 地先	緑が丘二丁目22番11地先
C a 824	向中野 252号線	向中野字細谷地 106番 1 地先	向中野字細谷地 116番地先
C a 825	向中野 253号線	向中野字細谷地 116番地先	向中野字道明18番地先
C a 826	向中野 254号線	向中野字細谷地43番 4 地先	向中野字細谷地24番 6 地先
C a 827	向中野 255号線	向中野字細谷地62番 2 地先	向中野字細谷地 136番 2 地先
C a 828	向中野 256号線	向中野字細谷地 126番 3 地先	向中野字細谷地 126番 4 地先
C a 829	向中野 257号線	向中野字東道明29番 3 地先	向中野字東道明 141番 1 地先
C a 830	向中野 258号線	向中野字東道明13番地先	向中野字東道明46番地先
C a 831	向中野 259号線	向中野字東道明92番地先	津志田 5 地割48番地先
C a 832	向中野 260号線	向中野字鶴子 7 番28地先	向中野字鶴子 7 番35地先
C a 833	南仙北二丁目37号線	南仙北二丁目 131番10地先	南仙北二丁目 131番19地先
C b 522	下太田新田本宮 4 号線	本宮字松幅 3 番 1 地先	下太田下川原 102番 1 地先
C c 521	下太田 234号線	下太田田端 5 番 2 地先	下太田田中11番地先
D b 960	月が丘三丁目66号線	月が丘三丁目 136番23地先	月が丘三丁目 136番22地先

都 162	道明前5号線	津志田6地割16番地先	津志田6地割59番地先
都 4176	道明前6号線	津志田5地割21番地先	津志田5地割7番18地先
都 4177	久保4号線	三本柳10地割55番2地先	三本柳10地割55番2地先
都 4178	古屋11号線	三本柳4地割13番52地先	三本柳4地割13番40地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。